

外国において支払われる退職年金の課税について

税理士 高山 政信

〔事例〕

翻訳事業を営む当社では、母国で定年退職した外国人社員を雇用している。それらの社員の中に、イタリア出身の社員 A（非永住者）、米国出身の社員 B（非永住者）及び米国出身の社員 C（永住者）は、その出身国における過去の勤務に基因して、出身国の法令（社会保険）に基づく退職年金の支払を受けている。各人の受け取る退職年金のわが国における課税関係はどのようなになるか。

なお、いずれの退職年金も政府職員等としての人的役務の提供に基づくものではなく、その支払は出身国内においてなされ、またわが国に送金等はされていない。

〔ポイント〕

- 1 国内法における退職年金の取扱い
- 2 租税条約での課税関係

〔検討〕

1 国内法における退職年金の取扱い

(1) 非永住者及び永住者の課税所得の範囲

わが国では、国籍にかかわらず居住形態に基づいて、課税される所得の範囲が異なっている。永住者については全世界所得が、非永住者については国内源泉所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたものが課税所得とされる（所法7）。

(2) 退職年金の所得源泉

わが国では、公的年金等のうち外国の法令等に基づく保険又は共済に関する制度でわが国の社会保険又は共済に関する制度に類するものに基づいて受ける年金を除いたものが国内源泉所得とされており、具体的には、居住者であった期間に行った勤務その他の人的役務の提供に基因して受ける年金、恩給又は退職手当等が国内源泉所得に該当する（所法161八ロ、所令285②）。

事例の場合、社員 A、B、C に対して支払われる退職年金は、いずれも外国の法令に基づくものであることから国外源泉所得とされることになる。

したがって、事例のように退職年金が国内で支払われておらず、また国外から送金されていない場合には、非永住者に対しては日本における課税はないこととなる。

永住者については、退職年金の所得源泉にかかわらず全世界所得に対して課税されることになる。

2 租税条約での課税関係

(1) OECD モデル租税条約

同条約18条は、過去の勤務に基づき支払われる退職年金については受給者の居住地国において課税し得る旨規定している。人的役務の提供に係る一般原則として、その所得源泉は役務提供地にあるとされているが、退職年金についてはこの原則にかかわらず受給者の居住地のみで課税し得るとしている。

ここでいう退職年金とは、過去の勤務に関連し、提供した役務に対する定期的な給付をいうものとされ、わが国においては、国民年金法、厚生年金保険法等に基づく公的年金及び適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金などがこれに該当する。

(2) 対イタリア条約

同条約18条には「……、一方の締約国の居住者に過去の勤務について支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる」と規定されており、事例の「イタリアの法令に基づく退職年金」に対しては、Aの居住地である日本においてのみ課税できるということとされている。

ところで、同条では「……租税を課することができる」と規定されているが、退職年金の源泉地を規定したものではないことから、所得源泉の置き換えの規定の適用がないと解されている。

また、わが国では締結した租税条約によって新たな課税関係を規定すると解されていないことから、条約で租税を課せると規定された場合であっても、国内法にもどって適用関係を検討することとなる。上述の国内法のとおり、非永住者であるAが受領する当該退職年金はわが国では課税されず、イタリアでも課税されないこととなる。

(3) 対米国条約

同条約23条に規定する退職年金等の取扱いは、対イタリア条約と同様のものであるが、同条約の一般原則を規定した4条7項では、次のとおり規定している。

「この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で

受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する」

すなわち、日本における非永住者の国外源泉所得のうち、日本国内での支払等によりわが国で課税される所得についてのみ、米国は租税条約上の軽減又は免除の取扱いをするというものであり、英国（5条）やオランダ（6条）との条約にも同様の規定がある。

事例の非永住者が受け取る退職年金は米国における過去の勤務に対して支払われるものであることから同条約上もわが国の国外源泉所得となり、日本国内での支払等がないことからわが国では課税されず、したがって23条による米国における免税の取扱いはないこととなる。

また、永住者に対して支払われる年金は、政府職員等としての勤務に対応するものではないことから21条（政府職員条項）は適用されず、23条により日本においてのみ課税されることとなる。

〔結 論〕

イタリア出身で非永住者である社員Aが受け取る退職年金については、非永住者の国外源泉所得でわが国に送金等がされないためわが国において課税されないものと考えられる。

米国出身の非永住者（社員B）の受け取る退職年金は国内法の規定どおり課税されず、永住者（社員C）の受け取る退職年金は国内法の規定どおり課税されることになる。

わが国で課税される場合は、外国の社会保険制度に基づく退職年金も公的年金等とされることから、適正に邦貨換算した収入金額について公的年金等控除を適用し課税所得を算出することとなる。